

循 社 第 3 3 6 号

千葉県環境審議会 様

千葉県廃棄物処理計画の策定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5
第1項の規定により、千葉県廃棄物処理計画を策定する必要があるため、同条第3項
の規定により下記のことについて諮問します。

令和7年6月30日

千葉県知事 熊 谷 俊 人
（公印省略）

記

千葉県廃棄物処理計画について



環 第 3 8 2 号
千 環 審 第 2 号
令 和 7 年 7 月 1 日

千葉県環境審議会

廃棄物・リサイクル部会長 宮 脇 健太郎 様

千葉県環境審議会

会長 宮 脇 健太郎



審議事項の部会への付議について

令和7年6月30日付け循社第336号で千葉県知事から諮問のあった下記事項について、千葉県環境審議会運営規程第5条の規定により、貴部会に付議します。

記

千葉県廃棄物処理計画について